

2018.6

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

高額な商品を売りつける SF 商法に注意

【相談事例】

近所の空き店舗に新しく入った店で、食品などの安売りと健康についての説明会があり、毎日のように通った。数日前、血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」と勧められ購入。しかし、冷静に考えれば代金 13 万円は高すぎる。クーリング・オフしたい。

【アドバイス】

閉め切った会場などに人を集め、日用品などをほぼ無料で配って雰囲気を盛り上げた後、催眠状態となつた参加者に高額な商品を売りつける販売方法を「SF 商法」といいます。最近では、空き店舗以外にもゲートボールなど人が集まる公園や、事業者がトイレを借りた団地の個人宅で店開きをする手法もあります。

また、長期間の販売会で次々に購入し、支払えなく

なる高齢者被害の報告もあります。

通り続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると断りきれなくなってしまいます。安易にそのような場所に行かず、勧説されても必要がない商品であれば、きっぱりと断りましょう。

購入して 8 日間以内であれば、クーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても未開封商品などは返品できる場合があります。困ったときは早めに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、9:00 ~ 16:30、☎ 76・1004）まで。



2018.7

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

誰でも簡単にうかる副業などのうまい話には要注意

【事例 1】

「メールの相手をするだけで報酬がもらえる」というインターネット上の広告を見てサイトに登録した。メールの相手が報酬として 200 万円をくれるというが、受け取りに必要な個人情報を交換するため、ポイントを何度も購入させられた。結果、報酬どころか、高額な出費になってしまった。

【事例 2】

「1 日たった 5 分の作業で月収 100 万円。簡単にもうかる方法を教える」というインターネット上の広告を見て、30 万円のクレジット決済をした。届いたマニュアルを見ても、作業の仕方やもうかる仕組みがよくわからない。解約を申し出たが、一切返金できないと言われた。

【アドバイス】

事例 1 は、悪質な出会い系サイトです。「あとでお金がもらえるから大丈夫」と思い、次々にポイントを

購入してしまいます。しかし、メールの相手は“サクラ”的可能性が高く、報酬を受け取ることは困難です。

事例 2 は、動画やマニュアルなどでもうけ方を教える情報商材です。高額な料金を支払っても、稼げるとは限らず、一旦支払ったお金を取り戻すのは困難です。

どちらの事例も入り口は「副業」です。簡単にうかるという、うまい話には注意し、安易に契約しないようにしましょう。返金の交渉ができる場合があるので、あきらめずに早めに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、9:00 ~ 16:30 ☎ 76・1004）まで。



(消費者庁イラスト集より)